

新旧対照表

○特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則

新	旧
<p>特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る 特定の民間再開発事業認定事務施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成二年四月二十日 規則第三十七号</p>	<p>特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る 特定の民間再開発事業認定事務施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成二年四月二十日 規則第三十七号</p>
<p>改正 平成四年四月七日規則第平成二年三月二四日規則第 六四号 二八号</p> <p>平成一三年一月五日規則第平成一五年三月七日規則第 三号 二四号</p> <p>平成一五年一〇月一七日規則第平成一六年一〇月一五日規則第 一二六号 一五九号</p> <p>平成一七年三月七日規則第平成一七年四月一日規則第 二五号 一〇五号</p> <p>平成一七年七月二二日規則第平成一九年一月一六日規則第 一四六号 四号</p> <p>平成一九年九月二八日規則第平成二四年三月二七日規則第 八三号 二三号</p> <p>平成二八年三月二二日規則第平成三〇年三月二三日規則第 四四号 一九号</p>	<p>改正 平成四年四月七日規則第平成二年三月二四日規則第 六四号 二八号</p> <p>平成一三年一月五日規則第平成一五年三月七日規則第 三号 二四号</p> <p>平成一五年一〇月一七日規則第平成一六年一〇月一五日規則第 一二六号 一五九号</p> <p>平成一七年三月七日規則第平成一七年四月一日規則第 二五号 一〇五号</p> <p>平成一七年七月二二日規則第平成一九年一月一六日規則第 一四六号 四号</p> <p>平成一九年九月二八日規則第平成二四年三月二七日規則第 八三号 二三号</p> <p>平成二八年三月二二日規則第平成三〇年三月二三日規則第 四四号 一九号</p>
<p>特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る 特定の民間再開発事業認定事務施行細則</p> <p>(趣旨)</p>	<p>特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る 特定の民間再開発事業認定事務施行細則</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。) <u>第二十條の二第十四項及び第三十八條の四第二十四項</u>の規定による認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則二八号・一五年二四号・一二六号・一六年一五九号・一七年一四六号・一九年四号・八三号〕</p>	<p>第一条 この規則は、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。) <u>第二十條の二第十三項及び第三十八條の四第二十二項</u>の規定による認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一二年規則二八号・一五年二四号・一二六号・一六年一五九号・一七年一四六号・一九年四号・八三号〕</p>
<p>(特定の民間再開発事業認定の申請手続)</p> <p>第二条 令 <u>第二十條の二第十四項又は第三十八條の四第二十四項</u>の規定による認定(以下「特定の民間再開発事業認定」という。)を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書(別記第一号様式)を知事に提出しな</p>	<p>(特定の民間再開発事業認定の申請手続)</p> <p>第二条 令 <u>第二十條の二第十三項又は第三十八條の四第二十二項</u>の規定による認定(以下「特定の民間再開発事業認定」という。)を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書(別記第一号様式)を知事に提出しな</p>

ければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 申請に係る事業（以下「本事業」という。）の施行地区内の土地所有者又は借地権者の本事業に対する同意書（土地所有者又は借地権者の署名押印があるものに限る。）
 - 二 本事業の施行地区に係る土地の登記事項証明書（借地権について登記がされていない場合においては、借地権設定契約書等借地権が存することを証する書面）
 - 三 本事業の施行地区の付近見取図（方位、道路、目標となる地物等を含むもの）で縮尺二千五百分の一以上であるもの
 - 四 各敷地の区分及び各建物の位置を記載した図面で縮尺千分の一以上であるもの
 - 五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証（同法第十八条第三項の規定による確認済証を含む。）の写し
 - 六 本事業に係る中高層耐火建築物の配置設計図で縮尺五百分の一以上であるもの
 - 七 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条第一項に規定する空地の位置及び規模を記載した図面で縮尺五百分の一以上であるもの
 - 八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内である場合には、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し

ければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 申請に係る事業（以下「本事業」という。）の施行地区内の土地所有者又は借地権者の本事業に対する同意書（土地所有者又は借地権者の署名押印があるものに限る。）
 - 二 本事業の施行地区に係る土地の登記事項証明書（借地権について登記がされていない場合においては、借地権設定契約書等借地権が存することを証する書面）
 - 三 本事業の施行地区の付近見取図（方位、道路、目標となる地物等を含むもの）で縮尺二千五百分の一以上であるもの
 - 四 各敷地の区分及び各建物の位置を記載した図面で縮尺千分の一以上であるもの
 - 五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証（同法第十八条第三項の規定による確認済証を含む。）の写し
 - 六 本事業に係る中高層耐火建築物の配置設計図で縮尺五百分の一以上であるもの
 - 七 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条第一項に規定する空地の位置及び規模を記載した図面で縮尺五百分の一以上であるもの
 - 八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内である場合には、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し

九 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める図書

3 前項の規定にかかわらず、本事業が都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第二項に規定する再開発事業（以下「認定再開発事業」という。）である場合にあつては、第一項の申請書には、前項第五号及び第九号に掲げる図書並びに同法第二百二十九条の四の再開発事業計画の認定（同法第二百二十九条の五第一項の変更の認定を含む。）を受けたことを証する書類の写し及び同法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画の写し（都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第三十七条の十に掲げる図書の写しを含む。）を添付しなければならない。

一部改正〔平成四年規則六四号・一二年二八号・一五年二四号・一六号・一六年一五九号・一七年二五号・一四六号・一九年四号・八三号・二四年二三号・三〇年一九号〕

（原本の提示）

第三条 知事は、特定の民間再開発事業認定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定を申請した者（以下「申請者」という。）に、確認済証等の原本の提示を求めることができる。

一部改正〔平成一二年規則二八号〕

（特定の民間再開発事業認定の基準）

第四条 知事は、特定の民間再開発事業認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。

- 一 当該申請の手續がこの規則に違反していると認めるとき。
- 二 当該申請に係る事業の内容が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）~~第三十一条の二第二項第十二号又は第六十二条の三第四項第十二号~~の規定（これらの規定による令及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を含む。）による事業の要件に適合しないと認めるとき。

一部改正〔平成一二年規則二八号・一六年一五九号・一七年一四六号・一九年八三号〕

（認定済証の交付）

第五条 知事は、特定の民間再開発事業認定を行つた場合においては、申請者に対して特定の民間再開発事業認定済証（別記第二号様式）を交付するものとする。

（認定しない旨の通知）

九 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める図書

3 前項の規定にかかわらず、本事業が都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第二項に規定する再開発事業（以下「認定再開発事業」という。）である場合にあつては、第一項の申請書には、前項第五号及び第九号に掲げる図書並びに同法第二百二十九条の四の再開発事業計画の認定（同法第二百二十九条の五第一項の変更の認定を含む。）を受けたことを証する書類の写し及び同法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画の写し（都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第三十七条の十に掲げる図書の写しを含む。）を添付しなければならない。

一部改正〔平成四年規則六四号・一二年二八号・一五年二四号・一六号・一六年一五九号・一七年二五号・一四六号・一九年四号・八三号・二四年二三号・三〇年一九号〕

（原本の提示）

第三条 知事は、特定の民間再開発事業認定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定を申請した者（以下「申請者」という。）に、確認済証等の原本の提示を求めることができる。

一部改正〔平成一二年規則二八号〕

（特定の民間再開発事業認定の基準）

第四条 知事は、特定の民間再開発事業認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。

- 一 当該申請の手續がこの規則に違反していると認めるとき。
- 二 当該申請に係る事業の内容が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）~~第三十一条の二第二項第十一号又は第六十二条の三第四項第十一号~~の規定（これらの規定による令及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を含む。）による事業の要件に適合しないと認めるとき。

一部改正〔平成一二年規則二八号・一六年一五九号・一七年一四六号・一九年八三号〕

（認定済証の交付）

第五条 知事は、特定の民間再開発事業認定を行つた場合においては、申請者に対して特定の民間再開発事業認定済証（別記第二号様式）を交付するものとする。

（認定しない旨の通知）

第六条 知事は、第四条の規定により認定をしない場合においては、その旨を
通知書（別記第三号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第七条 申請者は、知事が認定をする前に、当該申請を取り下げようとする
ときは、取下げ届（別記第四号様式）により知事に届け出なければならない。

（申請書等の提出部数）

第八条 この規則の規定による特定の民間再開発事業認定申請書及びその添付
図書の提出部数は、正本一部及び副本二部とする。ただし、本事業の施行地
区が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数に一を
加えた数とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（使用料及び手数料規則の一部改正）

2 使用料及び手数料規則（昭和三十二年千葉県規則第二十九号）の一部を次
のように改正する。

別表第二中第二百十六号を第二百十七号とし、第二百十三号から第二十
五号までを一号ずつ繰り下げ、第二百十二号の次に次の一号を加える。

二百十三	租税特別措置法施行令	特定の民間再	一件	二万三千
	第二十条の二第二項に規定する	開発事業認定		
	要件に該当する事業であること	申請手数料		
	についての認定の申請に対する			
	審査			

附 則（平成四年四月七日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙
は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用すること
ができる。

第六条 知事は、第四条の規定により認定をしない場合においては、その旨を
通知書（別記第三号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第七条 申請者は、知事が認定をする前に、当該申請を取り下げようとする
ときは、取下げ届（別記第四号様式）により知事に届け出なければならない。

（申請書等の提出部数）

第八条 この規則の規定による特定の民間再開発事業認定申請書及びその添付
図書の提出部数は、正本一部及び副本二部とする。ただし、本事業の施行地
区が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数に一を
加えた数とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（使用料及び手数料規則の一部改正）

2 使用料及び手数料規則（昭和三十二年千葉県規則第二十九号）の一部を次
のように改正する。

別表第二中第二百十六号を第二百十七号とし、第二百十三号から第二十
五号までを一号ずつ繰り下げ、第二百十二号の次に次の一号を加える。

二百十三	租税特別措置法施行令	特定の民間再	一件	二万三千
	第二十条の二第二項に規定する	開発事業認定		
	要件に該当する事業であること	申請手数料		
	についての認定の申請に対する			
	審査			

附 則（平成四年四月七日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙
は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用すること
ができる。

附 則 (平成十五年三月七日規則第二十四号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年十月十七日規則第百二十六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年十月十五日規則第百五十九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年四月一日規則第百五号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年七月二十二日規則第百四十六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年一月十六日規則第四号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年九月二十八日規則第八十三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日規則第二十三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日規則第四十四号)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十九号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

別 記
第一号様式
(第二条第一項)
一部改正〔平成4年規則64号・12年28号・15年24号・126号・16年159号・17年25号・146号・19年4号・83号・30年19号〕

第二号様式

附 則 (平成十五年三月七日規則第二十四号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年十月十七日規則第百二十六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年十月十五日規則第百五十九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年四月一日規則第百五号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年七月二十二日規則第百四十六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年一月十六日規則第四号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年九月二十八日規則第八十三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日規則第二十三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日規則第四十四号)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十九号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

別 記
第一号様式
(第二条第一項)
一部改正〔平成4年規則64号・12年28号・15年24号・126号・16年159号・17年25号・146号・19年4号・83号・30年19号〕

第二号様式

(第五条)

一部改正〔平成4年規則64号・12年28号・15年24号・126号・16年159号・17年146号・19年4号・83号〕

第三号様式

(第六条)

一部改正〔平成13年規則3号・17年105号・28年44号〕

第四号様式

(第七条)

(第五条)

一部改正〔平成4年規則64号・12年28号・15年24号・126号・16年159号・17年146号・19年4号・83号〕

第三号様式

(第六条)

一部改正〔平成13年規則3号・17年105号・28年44号〕

第四号様式

(第七条)